

平成 29 年 11 月 13 日

各 課 長 等

町 長

平成 30 年度予算編成方針について

1 国内経済情勢等

わが国の経済状況は、先に内閣府がとりまとめた「月例経済報告」によると「景気は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」とされており、これまでの「デフレからの早期脱却」に向けた経済対策、金融政策により、大企業・輸出企業の業績の改善が進んだことにより、大都市圏での雇用・所得環境の改善傾向が続いております。一方地方ではその影響が見えづらく、又大筋合意に至った環太平洋パートナーシップ協定（TPP）についても、米国大統領の離脱表明により、協定発効のめどが立たなくなり、その動向が不透明な状況にあります。いずれにしても基幹産業である農業への影響は、依然として予断を許さない経済環境にあります。

2 国政の動向等

こうした緩やかな景気回復が続く中であって、国は6月9日、「経済財政運営と改革の基本方針2017」、いわゆる「骨太の方針」を閣議決定し、経済成長の持続を目的に、働き方改革や人材投資の強化、先端技術を活用した成長戦略の加速を柱に据えるとともに、幼児教育の無償化などに取り組む方針を示し、一方、財政健全化目標は、これまでの基礎的財政収支の2020年度までの黒字化とともに、新たに債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指すとしました。

この「骨太の方針」を踏まえ、国は平成30年度予算の概算要求に当たり、引き続き、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこと、また、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することなどを基本方針とし、8月末までに各省庁の概算要求がなされ、その規模は、一般会計総額で、前年度当初予算比で3.6%増の100兆9,586億円となっております。

その中で、総務省は、平成30年度の地方財政の課題として、「『経済財政運営と改革の基本方針2017』等への対応」、「地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化」、「地方行政サービス改革の推進と財政マネジメントの強化」を挙げ、「経済・財政再生計画」を踏まえ、平成29年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、地方一般財源の総額を確保すること、また、地方交付税が本来の役割を適切に発揮するよう総額を確保するとし、あわせて、交付税率の引上げを事項要求する中で、これらに対応する地方財政措置を概算要求に盛り込んでおります。

地方一般財源総額を抑制・削減すべきとの一部議論に対し、平成 30 年度は総額確保を堅持する総務省の姿勢を確認できましたが、平成 31 年度以降の取扱いを含め、財務省との今後の折衝を注視していく必要があります。

3 本町の財政状況等

このような状況の中、本町の財政状況を見てみると、平成 28 年度決算における財政健全化判断の各比率は、全て健全段階にあるものの、財政状況の実態は、経常的な収入の 8 割強が経常的な支出（人件費、扶助費、公債費等）に充てられており、また、収入の 7 割強が地方交付税をはじめとした国や北海道から交付される依存財源で賄われている状況から、依然として脆弱な財政構造であると言わざるを得ません。

本年 10 月末現在における平成 30 年度の財政見込みでは、歳入においては、景気の上向きによる地方税収入の大きな伸び等が見込めない一方で、地方交付税においては、平成 30 年度の概算要求試算額では、前年度とほぼ同額を見込んでいる状況にあります。一般財源の確保は依然として厳しい状況にあります。一方歳出面では、平成 30 年度以降、ここ数年で実施してきた学校耐震改修事業、公営住宅建設事業等の償還開始による公債費が増加する一方、平成 28 年 2 月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にかかげた目標人口を見据え、自立した地域を維持していくための地域振興や人口減少社会への対応、懸案事項となっている大雨災害に対する応急・恒久的対策をはじめ、老朽化している公共インフラの長寿命化・公共施設の改築等様々な課題に対応するため継続的な財政需要が想定され、今後の財政運営には、中長期的な見通しを全体で共有し、一層の自治体経営の安定化を図っていく必要があります。

4 平成 30 年度の予算編成

平成 30 年度の予算編成にあたっては、第 5 次上富良野町総合計画 10 カ年の最終年次となることから、これまで掲げてきた「5 つの暮らし」の実現にむけた総仕上げの年とすることを基本としつつ、その先にある次の時代へのまちづくりにしっかりと繋げるよう、将来の財政規律を見据えた、予算編成が求められています。

特に、町民との協働の視点にたった行政運営を推進するため、町民生活の実態をしっかりと把握した上で、各事務事業の評価・検証のもと政策の優先性を判断し、事業の取捨選択と効率的な執行を図り、それぞれの事務事業が限られた経費で最大の効果をもたらすよう予算に反映していかなければなりません。

このことから、各課の自主性・自立性の確保と職員各自の自治体経営意識の向上を図り、事業の見直しによるスクラップ&ビルドの確実な推進を目的とし「予算枠配分方式（各課自立型予算編成方式）」については、原則継続していくとともに、事務事業評価制度による政策評価に基づく予算編成作業を行い、目指してきた町の姿と現状を比較し、より高い行政効果を発揮できる予算編成を進めることとします。

以上の基本方針を踏まえ、予算編成に当たっての基本的な考えを示し、次のとおり取り組むこととします。

〔予算編成の基本的な考え方〕

1 第5次上富良野町総合計画の目標達成を見据えた取り組み

平成30年度においては、「四季彩のまち・かみふらの一風土に映える暮らしのデザイン」を将来像と定めた第5次総合計画10カ年の最終年次にあたり、これまでの取り組みや評価・見直し検討の結果において、総合計画に示されている「人や地域とつながりのある暮らし」「穏やかに安心して過ごせる暮らし」「快適で楽しく潤いある暮らし」「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし」「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし」の5つの暮らしづくりに掲げられた目指すべきまちの姿の実現に向けた総仕上げとして、重点的に取り組むべき事業を取捨選択し、実施計画の検証・検討とあわせて、町民への説明責任と時代の要請に応えるよう、平成30年度に実施すべき事業を厳選すること。

2 自治基本条例と行政運営の原則

まちづくりの基本原則を「情報共有」「参画と協働」「自助共助公助」と定めた上富良野町自治基本条例に基づき、「情報共有」⇒「住民参画」⇒「協働」が繰り返し実践されることで、「自助共助公助」という相互補完のしくみの実現を目指し、町民の生活実態を十分把握した上で、それらが反映されるようそれぞれの事務事業について不断の見直しを行うこと。

また、新たな施策・行政サービスの実施や既存施策の拡充にあたって、町民の視点に立てば、「公助」によるものが求められるところであるが、限られた財源を最大限活かすためには、地域のマンパワーを含めた様々な資源を活用し、他の施策と総合的に連動して、より効果的な事業内容となるよう検討すること。

3 地方創生に向けた地域経済の活性化・地域資源の活用の推進等

平成28年2月に策定した「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「2040年の人口1万人程度確保」を将来展望としたところであり、その実現を図るためには、転入者（移住者）の確保はもとより、既に住んで生活を営まれている町民の町内定住が重要な要素であり、地域経済の確立・雇用環境の確保が最も重要である。

これまでの国主導による経済対策により大都市や大企業では経済環境の改善は多少見えてつつあるものの、大都市以外の地域では、その効果を実感するには至らず、依然として厳しい経済環境の中にある。しかしながら住民生活に密接にかかわる課題の解決は極めて緊急性が高く、「地域経済の活性化に資する施策、事業の展開」を予算編成にあたっては重要課題として位置付け積極的に取り組むこと。

更に、地域経済の活性化は、各課が所管する事業の実施を通して直接的・間接的に実現されていくものであり、全課横断的に共通するテーマであることから、地域に潜在する人的・物的などあらゆる資源を最大限活用し、本来的には経済活性化を目的としない教育・文化、環境、福祉、保健・医療など住民生活に関わる様々な分野において実施する施策についても、そこに内包される経済効果に着目し、常に事業手法等の再構築を図ること。

また、十勝岳ジオパーク構想については、認定が見送られたところであるが、ジオパーク活動は住民が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けることに繋がることを十分に認識し、引き続き認定に向けた取り組みを充実していかなければならない。そのためこれま

で以上に地域住民との共働を強めながら、各分野の事務事業との連携を推進すること。

4 「すみずみまで光があたるまちづくり」を実現するための戦略的・効果的予算の実現

町民の負託を受け、これまで取り組んできた「未来につながる希望のもてるまちづくり」のもと、5つの政策を通じ「すみずみまで光があたるまちづくり」を念頭に「穏やかに安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり」「意欲と活力を創造する産業づくり」「安心・安全のまちづくり」「希望に満ちた教育と生きがいのまちづくり」「自衛隊との共存共栄」「あすの未来を切り開く豊かなまちづくり政策」へステップ・アップを図るとともに、「第5次総合計画」「自治基本条例」等と有機的に連携し、これまでの町長指示事項（春・秋のヒアリング時に限らず、日常的に行われる協議を含む。）及び政策調整会議等の協議結果を踏まえ、更には地域の実態を確実に捉えて時代の求めに応える事業の実現に向けた取り組みを行う。

(1) 穏やかに安心して暮らせる健康と福祉のまちづくりの推進

- ・高齢者・障害者・子育て支援等「すみずみまで光があたるまちづくり」に向けて、様々なハンディを抱えながら生活している方々が穏やかに安心して暮らし続けられる支援事業の推進

- ・「健康づくり推進のまち」として、「健康＝保健」という概念にとらわれず、全ての部門の施策が、こころ豊かにいきいきと暮らし続けられるまちづくりにつながっていることを念頭に各種施策を推進

(2) 意欲と活力を創造する産業づくりの推進

- ・地域経済は、依然として厳しい状況の中にあって、経済・産業・雇用の活性化に向けた支援策の強化は、喫緊の課題であり、これまでに策定した「農業振興計画」「商工振興計画」「観光振興計画」に基づき若者が魅力を持てる事業の推進を図る。

- ・基幹産業である農業においては、農政部門の一元化の効果を発揮し、経営の体質強化と併せて安心安全な農畜産物の生産及び付加価値をより高めるために、農・商・観の産業連携を通じた事業の推進

- ・商工業においては、「商業振興計画」に基づき、消費人口の減少、個店事業者等の高齢化・担い手不足、消費動向の変化等懸念すべき課題に対して解決に向けた事業の推進

- ・観光振興においては、「観光振興計画」に基づき、産業連携の相乗効果を高める事業、日の出公園の魅力アップや情報発信力を強化し、潜在する観光資源を十分に活用した事業の推進

(3) 安心・安全のまちづくりの推進

- ・十勝岳噴火災害への備えとして防災対策の一層の充実が必要となるため、「地域防災計画」に基づき、災害弱者をつくらない取り組み等具体的事業を推進するとともに、これまで進めてきた自主防災活動の活性化に向けた事業の推進

- ・大規模地震に備えた公共施設の耐震改修や、ここ毎年頻発し今後も引き続き発生することが予想される集中豪雨等による災害に対する緊急的・恒久的対策事業の推進

(4) 希望に満ちた教育と生きがいづくりの推進

- ・次世代を担う子どものため、環境による格差を生じることがないように教育・学習環

境の整備を図るとともに、地域全体での学習支援策の展開を図る事業の推進

・地域住民活動・高齢者生きがい対策の充実に向けて、特に地域における支えあい活動や、支えあいの仕組みづくりに向けた支援事業の充実

(5) あすの未来を切り開く豊かなまちづくり政策の推進

・第5次総合計画が平成30年度で終了することから、その達成状況及び残された課題等を踏まえ、新しい時代に向けた第6次総合計画の開始にむけて、時代の変化に的確に対応した新たなまちづくり構想を実現するための事業の推進

(6) 情報発信と情報収集力の向上

・限られた財源や年々町内人口が減少する中で、時代に応じたまちづくりを進めるため、町内外に向け情報発信と情報収集は、極めて重要であり、町長を先頭に全職員が、共通の認識のもと各課横断的な情報発信・収集・管理能力を向上させる事業の推進

5 行財政の改革・改善

健全な財政基盤を維持しつつ、「協働」を町民共有のキーワードとしたまちづくりを進めていくため、効率的、効果的な行政運営に向け、その仕組みを絶えず見直し改善していくことが求められる。

また、国の予算基本方針の重点項目として、随所に「財政健全化」が記されており、今後一層の行財政改革の推進が求められていることから、「上富良野町政運営実践プラン」を基本とし、これまでの取り組みの成果及び内容を精査しながら、大胆な改革・改善を進めること。

6 持続可能な財政構造の再構築

本町の財政構造は、これまで目標に掲げていた「財政調整のための基金に頼らない収支均衡の取れた財政構造」を基本とする姿勢に変わりはなく、現時点での平成30年度以降の財政見込みにおいても、新たな公債費償還開始などにより、大幅な収支改善等が見込めない状況にあり、引き続き厳しい状況の中で財政運営を行っていく必要がある。

又、2015国勢調査においては、調査開始以来初めて総人口が減少する傾向にあり、超高齢化・人口減少社会の到来が現実のものとなっており、今後も自然増が見込まれる社会保障費はもとより、老朽化が進む公共インフラの長寿命化、公共施設の建て替えや大規模改修、更にはこれからの時代に応じたまちづくりの拠点整備に多くの費用が見込まれ、事務事業全般にわたり「選択と集中」を進め「身の丈にあった財政規模」による運営を旨とし、真に必要な事業を厳選するなど、持続可能な安定した財政構造の構築をしなければならない。

7 予算枠配分方式（各課自立型予算編成方式）の強化及び事務事業評価

各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の向上による事業の見直しによるスクラップ&ビルドの促進などを目的に、各課に一定の財源を配分する「予算枠配分方式(各課自立型予算編成方式)」を原則継続することで、各課においては、移譲された予算編成権に基づき、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、課内・班内での調整作業を十分に行い、配分された枠内において、課内自立型の予算編成に取り組むこと

(各課の配分額については別紙のとおり)。

なお、現時点においては、一般財源の確保が厳しい状況が見込まれ、結果として政策的・投資的事業に充てるべき財源の確保が厳しくなることから、配分された枠内予算であっても、所管する政策的・投資的事業への振替え等について考慮すること。(※各課内において、事業の優先順位について合意形成を図っておくこと。)

また、新規事業(既決政策においても、内容を大きく見直す場合を含む。)については、原則事前評価にかけることとしていることから、事前評価に付した上で予算要求すること。

ただし、新規事業の内容については、ハード事業及びソフト事業等多岐にわたることから、今後予算編成を進めていくなかで、事前評価対象事業の見直しを引続き並行して進めていくこととする。

〔予算編成留意事項〕

1 基本事項

(1) 前述の「予算編成の基本的な考え方」の各項目を着実に推進し、予算にその効果を反映すること。

また、年度途中の補正については、制度改革に伴うものや災害経費など真に止むを得ないもののみ対象とすること。

(2) 国においては、「経済再生と財政健全化」を最重要課題としており、国の予算編成においては、聖域なく徹底した見直しを進めることを基本方針として、一部の義務的経費を除き、一律削減及び優先課題推進枠による予算要求が行われております。

そのため既存事業の見直し等の大幅な制度改革が予想されることから、国の動向を十分注視し情報収集に努め、制度改革等を念頭に確実に財源が見込まれるものを要求するとともに、新たな制度への対応など、遺漏のないよう対応すること。

(3) 国・道の補助制度に基づく事務事業は、適正な地方負担額を見積もるものとし、町単独での上乗せ的な負担は原則認めないものとする。

(4) 事務事業の評価結果に基づき、各所管における事務事業の改善を図ること。

(5) 議会の予算・決算審査及び監査委員の意見については、十分に検討を加え、改善を図ること。

(6) 町民ポストをはじめ、町民の皆様からいただいた意見や要望については、十分に検討を加え対応すること。

(7) 特定目的基金については、特定の目的を達成するための貴重な財源であることから、その支消の考え方を明確化すること。特に、ふるさと納税制度による寄附については、ふるさと応援基金をはじめ、寄附者の意向に沿った基金へ積立てているので、その意向に沿った活用を図ること。

2 歳入に関すること

歳入は、決算見込み額で計上すること。また、自主財源の確保を確実に図るとともに、国・道支出金などの特定財源を効率的に活用すること。

(1) 町税は、今後の経済情勢の推移や国の税制改正の動向を十分見極めた上で見積もる

- とともに、徴収率の高水準の維持と向上により一層努めること。
- (2) 使用料・手数料等については、社会経済動向を的確に把握するとともに管理経費や他市町村の状況等を把握するなど料金水準の一層の適正化に努めること。
 - (3) 国・道支出金については、その施策や制度の改廃等に十分注意を払い、適正額で見積もること。
 - (4) 町債については、適債性を確保するため企画財政班と十分協議した上で、適正額を見積もるとともに、財政措置のある地方債メニューの活用を努めること。

3 歳出に関すること

歳出については、最小の経費で最大の効果をもたらすよう費用対効果の視点に立って、不断の見直しを図ること。

また、決算時において、多額の不要額が生じないように、歳入同様決算見込み額で計上すること。

- (1) 補助事業の事務費の計上にあたっては、まず人件費（職員給与費）を最優先に充当した上で、さらに役務費、借上料、需用費などの経費を適正に見積もること。
- (2) 義務的経費、経常的経費ともに、制度の改廃等に留意の上、事業内容を精査するものとするとともに「自然増」「当然増」を過大に見込まないこと。
- (3) 投資的事業等※1（ソフト事業を含めた新規事業等の事前評価実施事案を含む。）については、実施計画の要望事業について取りまとめたところであり、政策調整会議等での協議を含め、別途管理して総合調整を図る。
- (4) 旅費については、すべて積み上げ積算すること。
特に、日当不支給地域以外の出張については、原則公共交通機関を利用するよう積算すること。
- (5) 町の単独の補助施策として予算を計上する場合は、補助金交付要綱などの根拠に基づくものであること。
- (6) その他については、別紙「平成30年度予算要求における留意事項」に基づいて、見積もること。

※1 事前に取りまとめた実施計画の要望事業（ソフト事業を含む。）及び事業を実施することにより更に高い行政効果等が期待できる新規事業（ソフト事業を含む。）で原則事務事業評価に付する事業

4 特別会計、企業会計、広域連合に関する事項

- (1) 特別会計については、前記までの項目に準じて見積もりを行い、収支の均衡に努めるとともに、効率的な会計運営に努めること。
また、会計間の負担区分については、「一般会計と他会計との負担区分」に基づき要求すること。
- (2) 企業会計については、その性格を十分認識して一層の合理化、効率化を徹底し、独立採算原則の視点に立った会計運営に努めること。
- (3) 富良野地区広域連合の負担金（上富良野消防署・給食センター）については、前記までの項目に準じて見積りを行うとともに、連合事務局と調整を図ること。
- (4) 他会計等への繰入金・負担金については、義務的経費として分類しているが、当該

繰入金充当先事業については、一般会計における枠配分対象経費と同様となるものがあることから、一般会計上における枠配分率を踏襲すること。

5 予算見積書等の提出期限

- (1) 提出(入力)期限 平成 29 年 11 月 30 日 (木) (期日厳守)
- (2) 提出先及び部数 総務課 財政管理班 各 1 部
- (3) 提出書類
 - ① 平成 30 年度 歳入見積書総括表
 - ② 平成 30 年度 歳出見積書総括表
 - ③ 様式第 1 号 平成 30 年度 予算編成の基本的な考え方と重点施策等の概要
 - ④ 様式第 2 号 平成 30 年度 予算見積額チェック表
 - ⑤ 様式第 3 号 平成 30 年度 事務事業調書
 - ⑥ 様式第 4 号 平成 30 年度 既決政策的事業調書
 - ⑦ 様式第 5 号 平成 30 年度 債務負担行為見積書
 - ⑧ 繰出基準調書 (特別会計・企業会計のみ)
 - ⑨ 富良野広域連合 (上富良野消防署・給食センターのみ) 予算内訳書

※ 様式は「共通資料¥0001 財政¥と_当初予算関係¥H30-当初予算関係¥様式第 1~5 号」にあります。

各提出書類については決裁のうえ課単位で提出して下さい。

また、各様式 (第 2 号を除く。) については、共通資料¥0001 財政¥と_当初予算関係¥H30-当初予算関係¥様式提出」にファイルを保存して下さい。

6 予算査定等の日程及び範囲

- (1) 所管課における予算 1 次入力及び所属長審査日程
 - 「予算枠配分方式」を強化徹底していくことから、各所管においては、本予算入力前に「所属長審査」を実施し、配分を受けた範囲内かつ前年度決算及び決算見込を勘案した予算編成がなされているかを審査してください。
 - 枠内予算の他、3 (3) に掲げる投資的事業等を予算要求するには、原則政策調整会議において事務事業評価を実施しなければならないことから、「事務事業評価調書(事前評価) (上富良野町事務事業評価実施要綱第 5 条関係)」の未提出がないか最終確認をして下さい。
 - ※各課においては、予算枠配分額内に調整した後、本予算入力し本要求となります。

- ① 予算 1 次入力期間：平成 29 年 10 月 20 日 (金) ~11 月 20 日 (月)
- ② 所属長審査日程：平成 29 年 11 月 20 日 (月) ~

- (2) 本予算要求額の入力及び要求内容の精査

入力期間：平成 29 年 11 月 20 日 (月) ~11 月 30 日 (木)

精査期間：平成 29 年 12 月 1 日 (金) ~12 月 8 日 (金)

(3) 副町長査定（説明者：課長）：詳細日程については後日通知します。

日 程：平成 29 年 12 月 18 日（月）～平成 29 年 12 月 29 日（金）予定

範 囲：主要事業、政策的経費（投資的事業等、既決政策経費）など

(4) 町長査定（説明者：課長）：詳細日程については後日通知します。

日 程：平成 30 年 1 月上旬頃からの予定

範 囲：政策的経費（投資的事業等、既決政策経費）及び副町長査定で指定した経費